

歴史的・文化的・伝統的価値のある標章についての取扱い（案）

平成29年3月

1. 背景

建造物、絵画、彫刻、工芸品などの中には、先人から受け継がれている貴重な財産として、歴史的・文化的・伝統的価値を有し、豊かな文化の象徴となっているものも多数存在するところである。

そして、国際的には、ユネスコの世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」－1972年採択，1975年発効）に基づく世界遺産として、遺跡、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件について保護しているところである。

また、我が国では、建造物、絵画、彫刻、工芸品など、人類の文化的活動によって作られた文化的所産について、歴史上、芸術上の価値が高いもの等を文化財と位置付け、文化財保護法等の法令により保護しているところである。

例えば、文化財保護法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定し（同法第1条）、客体となる文化財それ自体を保存、保護するものとして位置付けられている。

なお、世界遺産や文化財以外でも、古くから親しまれている楽曲や俳句のフレーズなど、同様の価値を有すると考えられるものも存在することから、このような歴史的・文化的・伝統的価値を有する文化的所産について、以下まとめて文化財等という。

このような中、文化財等の名称や外観等について、文字、図形又は立体的形状により表した標章については、これらを商標法上保護すべきとする明確な規定はなく、また、審査基準等でも規定されていない。

しかしながら、文化財等は、国家にとって重要な資産、資源であるばかりでなく、各地方にとっても、一つの地域資源、観光資源となり得るものであり、その名称等を利用した地域興し等も盛んに行われている実態があることにかんがみれば、多面的な保護の観点からは、文化財等それ自体を保護するのみでは十分とはいえず、商標として独占権を付与すべきか否かの観点から、その名称等についても保護していくことが必要ではないか。

なお、同様の観点から、「歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標登録出願について」は、平成21年に商標審査便覧を整備し、地域における公益的な施策等の遂行を阻害しないよう、取り扱っているところである。

2. 考え方

以下のような場合には、文化財等の名称や外観等について、独占的排他的権利である商標権を与えるのは適当ではないと考えられる。

(1) 文化財等には、古くからその価値が認められ、国民や地域住民に親しまれているものも多く存在し、それらは、その周知・著名性ゆえに強い顧客吸引力を有する。そうした場合、文化財等の名称や外観等について、関係の無い第三者が剽窃的に出願し、登録を受けることは、公序良俗を害するおそれがある。(4条1項7号)

(2) 文化財等を管理、所蔵する者が存在する場合において、その者の業務に係る商品又は役務を表すものとして周知・著名になっているときに、その文化財等の名称や外観等について、その者と関係の無い第三者が使用するときは、その者又はその者と何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように誤認し、その出所について混同を生ずるおそれがある。(4条1項10号、15号)

(3) 文化財等を管理、所蔵する者が存在する場合において、その文化財等の名称や外観等について、その者と関係の無い第三者が不正の目的をもって使用するときは、その者に損害を生じさせたり、その者の名声を毀損させたりする等のおそれがある。(4条1項19号)

(4) 文化財等の名称や外観等が、公益団体等を表す標章であって、かつ著名である場合、その団体等と関係の無い第三者が出願し、登録を受けることは、当該団体の権威を損じ、当該団体と何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように誤認し、需要者がその出所について混同を生ずるおそれがある。(4条1項6号)

(5) 文化財等の名称や外観等については、指定商品・役務との関係において、観光地を表すものとして需要者に認識されている場合、当該地で土産品を生産し、販売する業者及び店舗が多く存在しているのが実情である。そして、これらの者は、前記文化財等の名称や外観等を前記商品の生産地又は販売地を表示するものとして、実際に使用しているか、あるいは使用してなくてもこれを自由に使用する必要がある。

また、文化財等の名称や外観等を、商品の包装等に付しても、需要者が単なるデザインや模様としか認識しない場合、様々な種類の商品の包装等に表示した商品が製造され、販売されている実情がある。

このような場合、自他商品役務の識別標識として機能せず、また、商取引において、誰しものが使用を欲するものである。(3条1項3号、6号)

3. 今後の方向性

今後、上記文化財等を表した標章について、自他識別標識として機能するか、また、登録となった場合、他人の業務遂行を阻害しないか等の観点から、包括

的かつ網羅的に検討を行い、審査の公正性、透明性、予見可能性を高めるため、可能な限り客体について類型化を行った上で、取扱いを明記してはどうか。

なお、当該取扱いについては、商標審査基準を補足する位置づけのものとなることから、商標審査基準の改訂は行わず、商標審査便覧として記載することとしたい。

以上